

人事院は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一―六四―一

人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後

(派遣除外職員)

第三条 平成三十二年オリンピック・パラリンピ  
ック特措法第十六条第一項の人事院規則で定め  
る職員は、次に掲げる職員とする。

一 八 (略)

(削る)

九 十一 (略)

改正前

(派遣除外職員)

第三条 平成三十二年オリンピック・パラリンピ  
ック特措法第十六条第一項の人事院規則で定め  
る職員は、次に掲げる職員とする。

一 八 (略)

九 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措  
法第四条第一項の規定により派遣されている

職員

十 十二 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。